

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第59号（令和8年7月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第14回西広島駅北口土地区画整理審議会が6月3日（水曜日）に西区役所で開催されました

○ 審議会の内容

個人情報を含む内容であることから非公開にて開催し、仮換地指定の軽微な変更（仮換地の「分割」1件）についてご報告しました。

～仮換地指定の軽微な変更とは～

仮換地については、権利者の申出により、一定の要件を満たせば、「変更」や「分割又は合併」、「交換」といった、仮換地変更等の手続きができることになっています。

（第28号及び第39号のまちづくりニュースにおいて手続きの内容を紹介しております。）



■ 未利用の市有地の売却について（今後の予定）

令和8年4月1日から、すべての宅地で使用収益を開始しました。これに伴い、未利用地となる市有地について、令和8年度の下半期を目途に順次売払いを進めます。

売払いの方法や時期については、後日、市からまちづくりニュースや市のホームページで周知するほか、隣接者など関係する方には個別にご連絡する予定です。

なお、近年、市の事業を装った不審な連絡や詐欺的な勧誘が発生した事例があります。上記以外で市が売払いに関する案内を行うことはありませんので、不審に感じた場合はその場で応じたり契約・支払い等を行ったりせず、必ず内容を確認してください。

ご不明な点は裏面の連絡先までお願いいたします。

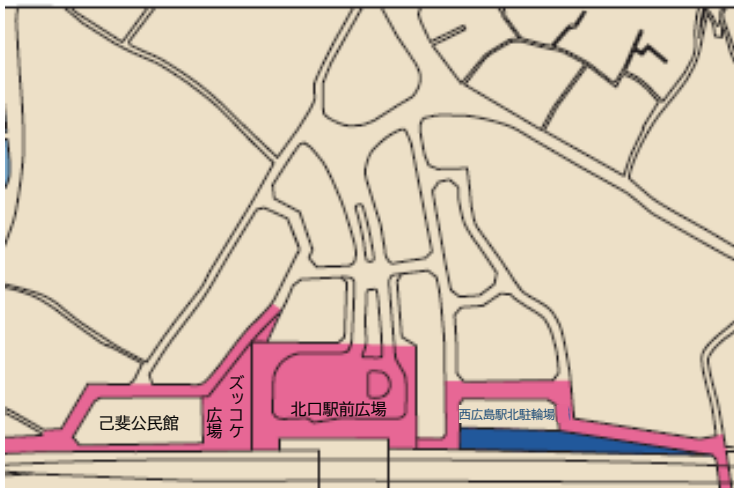
■ ズッコケ広場での迷惑行為への対応について

地域の方から、ズッコケ広場でのスケートボードによる騒音について通報があり、警察へ相談し、対応について協議しました。

現場確認したところ、ベンチの一部にすり傷などの被害も確認されており、現在警察によるパトロールが実施されています。

もし、地域の皆様が迷惑行為を見つけた際は、自ら迷惑行為をしている人への指導・注意などはせず、速やかに110番通報してください。

■ J R 西広島駅北口周辺の放置自転車について（注意喚起）



J R 西広島駅

放置規制区域

駐輪場

令和8年4月1日より、駅北口周辺は自転車等放置規制区域になっています。（第57号まちづくりニュースでお知らせしております。）

すでに放置自転車が撤去された事例もありますので、駐輪場を利用するなど、区域内に自転車は放置しないでください。

※ 不動産登記の義務化について ※

①相続登記の義務化（令和6年4月1日～）

- ・ 内容：相続で不動産を取得した人は、その事実を知った日から3年以内に名義変更（相続登記）が必要です。
- ・ 対象：令和6年4月1日以前に相続が発生した不動産も、施行日から3年以内に手続きが必要です。義務化前に相続があった場合は、令和9年3月末までに登記する必要があります。
- ・ 罰則：正当な理由なく、3年以内に登記しないと10万円以下の過料が科される可能性があります。

②氏名・住所の変更登記の義務化（令和8年4月1日～）

- ・ 内容：登記名義人（所有者）の氏名や住所（法人の場合は名称・住所）に変更があった場合、変更日から2年以内に変更登記が必要です。
- ・ 対象：令和8年4月1日以前に住所変更等があった場合でも、施行日から2年以内に手続きが必要です。義務化前に住所・名前に変更があった場合は、令和10年3月末までに登記する必要があります。
- ・ 罰則：正当な理由なく、2年以内に登記しないと5万円以下の過料が科される可能性があります。

※詳しくは法務省のホームページをご確認ください。

連絡先

広島市 都市整備局 西広島駅北口地区区画整理事務所

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp